

第10章 施策の実施計画の策定・実施

第8章において整備に関する年次事業計画を示しているが、整備に関連するものとして、保存や活用においても整備の年次計画と同様に短期計画・中期計画・長期計画として期間を設定し、以下のとおり実施する。

1 短期計画（平成30年度～32年度）

【保存・管理】 本質的な価値を構成する要素の確実な保存のため、史跡指定地の日常的な管理を行う。また、土地所有者の状況に応じて、関係者の理解を得ながら、追加指定及び公有地化を推進する。

史跡の保存・管理に関しては行政と市民との連携において行う。

保存や整備のため、史跡の内容を確認する調査を実施するとともに、出土品の保存管理に関してはデータベース等を効果的に用い、誰もが使いやすい資料の管理を進める。

【活用】 史跡の価値や魅力を高めるための調査・研究を推進し、その成果を発信する。学校教育、生涯学習における活用を継続して行う。

また、地域資源と一体化し、まちの賑わいを生み出す活用を、市民や地域と協働で推進する。

【整備】 公有地化の進んでいる史跡指定地の一体的な整備を進める。

2 中期計画（平成33年度～35年度）

【保存・管理】 確実な保存のため、史跡指定地の日常的な管理や土地所有者の状況に応じた公有地化を視野に入れた追加指定を継続して行っていく。

短期的な整備の完了した史跡に関しては、安全、快適に利用できるように管理する。一方、整備完了地から離れた史跡指定地に関しても、管理や周知を徹底し、周辺の文化財等と一体的な保護に努める。

また、保護のため、西集落や遺跡の内容や範囲を知るための調査を継続的に実施する。

【 活 用 】 積極的な活用を継続して行う。特に、短期的な史跡整備が完了した史跡指定地では、縄文のムラを体感し、縄文文化やその知恵を体験・体得できるような活用事業を行う。

また、調査研究も継続して推進し、史跡の価値や魅力を国内外に発信していく。このような活用事業を通し、より一層まちの賑わいを創出し、まちの誇りとなるような史跡を目指す。

【 整 備 】 公有地化している史跡指定地の整備後は、その後の公有地化等に応じて段階的な整備を行う。

展示等の施設に関しては、地域博物館の設置に向けた検討を行う。

3 長期計画（平成 36 年度～）

【保存・管理】 確実な保存のため、史跡指定地の日常的な管理や土地所有者の状況に応じた公有地化を視野に入れた追加指定を継続して行い、西集落の保護を周辺の文化財等と一体的に目指す。

また、保護のため、西集落や遺跡の内容・範囲を知るための調査を継続的に実施する。

出土品を一括して保存・管理できる施設の設置を検討する。

【 活 用 】 積極的な活用を継続して行いながら、史跡が結ぶネットワークを構築する。その中で得た縄文文化の知恵を体得し、現代生活に活かせるような事業を推進し、市民とともに成長する史跡を目指す。

【 整 備 】 土地所有者等関係者の理解を得ながら、西集落の整備を目指し、人が集い訪れたくなる史跡整備を進める。

展示等の施設に関しては、地域博物館の設置検討の結果を受けた取組を行う。